

令和8年4月16日

求職者支援訓練実施機関各位

東京労働局
高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部

令和8年度求職者支援訓練における認定定員上限数等の取り扱いについて

令和7年度第2回「東京都地域職業能力開発促進協議会」において承認された「令和8年度東京都地域職業訓練実施計画」に基づき、令和8年8月開講コースより、下記のとおり認定定員上限数等の取扱いを変更することといたしましたのでご連絡申し上げます。

なお、各月の認定定員数につきましては、従前どおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部（以下「東京支部」という。）のホームページにおいて毎月公表いたします。

記

- 1 実践コースの通常枠の医療事務分野（訓練分野番号 04）については、営業・販売・事務分野（同 03）との共有枠において認定定員上限数を設定します。
- 2 eラーニング及びフルオンラインのコース（対象コースは注1のとおりとします。）については、実践コースの定員数の1割を上限として実施するものとします。各月の認定定員上限数は東京労働局と東京支部との協議により決定いたします。

注1 上記2の取扱いの対象となるeラーニング及びフルオンラインのコースとは、以下の①、②のコースを指します。

- ① eラーニング：実施日が特定されていない科目を含むコースで、通所割合が総訓練時間の20%以下のコース（訓練科名の末尾が「(eラーニングA)」と記載されたコース）
- ② フルオンライン：オンライン訓練を実施するコース（eラーニングを除く）のうち、通所による訓練時間が全くないコース。
なお、②のコースについては、令和8年3月開講分までの受付となり、現在は通所割合が20%未満の訓練の申請はできません。

※上記の「通所」とは、すべての受講者が同一の訓練実施施設内に通所して訓練を受講

する形態のこと。したがって、通信の方法による訓練（オンライン訓練）は、混在型（一部の受講者が訓練実施施設外でオンラインによる訓練を受講する形態）、単独型（受講者全員が訓練実施施設外でオンラインによる訓練を受講する形態）の両方とも、「通所」には該当しません。

（注2）上記2は「令和8年度東京都地域職業訓練実施計画」に基づき、東京労働局と東京支部にて協議したものであり、令和8年度の「東京都地域職業能力開発促進協議会」の審議結果等により対応が変更されることがあります。

3 新規参入枠については、基礎コースは定員数の30%、実践コースは定員数の20%を上限として実施するものとします。各月の認定定員上限数は東京労働局と東京支部との協議により決定いたします。

（参考：各月の定員数について（東京支部ホームページ（現在は、令和8年7月開講の定員を公開中。））

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/course.html>

4 全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図るため、該当分野の訓練カリキュラム内容を強化します。

（令和8年10月1日以降に開講する訓練科から適用する予定であり、当該変更に係る申請様式については、別途東京支部ホームページにて公表する予定であること）